

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
収納バッグ2型、大(縫製) 1000個	分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 東京都北区十条台1-5-70	平成27年7月3日	公益財団法人 矯正協会 東京都中野区新井3-37-2 2011205000014	法務行政への協力事業(予決令第99条第1項第16号) 会計法第29条の3第5項	¥11,162,880	¥11,162,880	100%		公財	国所管	1	当該支出に係る契約については、法務行政への協力として、刑務作業を使用しているものであるため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有
放射性キセノン分析等作業 1件	支出負担行為担当官 防衛省技術研究本部 総務部長 野間 俊人 東京都新宿区市谷本村町5-1	平成27年4月1日	公益財団法人 日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3 6040005001380	本件を実施するためには、放射性キセノン測定システムに関する機能・性能を熟知し、放射性キセノン測定に関する専門的知見及び取扱技術を有していることが必要不可欠であるため、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者一者で、評価基準を満たしているため。 (会計法第29条の3第4項)	¥12,458,880	¥12,441,600	99.86%		公財	国所管	1	当該支出に係る契約については、専門的知見及び取扱技術が必要不可欠であり、今後も公募により競争性をもとめるものである。	有
日本武道館 大ホール使用料 4日	分任支出負担行為担当官代理 陸上自衛隊 中央会計隊契約科 第1契約班長 堀野 雅美 新宿区市谷本村町5-1	平成27年10月6日	公益財団法人 日本武道館 東京都千代田区北の丸公園2-3 8010005004194	自衛隊音楽まつりを開催するにあたり、場所が限定され供給者が一に特定される賃貸借契約のため 会計法第29条の3第4項	¥15,120,000	¥15,120,000	100%		公財	国所管	1	当該支出に係る契約については、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有
日本武道館付帯施設・設備使用料 1セット	分任支出負担行為担当官代理 陸上自衛隊 中央会計隊契約科 第1契約班長 堀野 雅美 新宿区市谷本村町5-1	平成27年10月7日	公益財団法人 日本武道館 東京都千代田区北の丸公園2-3 8010005004194	日本武道館大ホール借上契約に伴い、備え付けの備品等を使用する契約であるため 会計法第29条の3第4項	¥10,473,408	¥10,473,408	100%		公財	国所管	1	当該支出に係る契約については、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。